

令和 4 年度財務省政策評価の事前分析表の一部変更（案）について

1. 「政策目標の内容及び目標設定の考え方」の一部変更について

（変更する政策目標）

○ 政策目標 6-2

開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

2. 「取組内容」の一部変更について

（変更する政策目標の施策）

○ 政策目標 5-3

関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

- ・ 政 5-3-2 社会悪物品等の密輸阻止

○ 政策目標 6-1

外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

- ・ 政 6-1-2 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
- ・ 政 6-1-4 テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

○ 政策目標 6-2

開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

- ・ 政 6-2-2 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）と通じた支援等

1. 「政策目標の内容及び目標設定の考え方」の一部変更について

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。以下「骨太の方針2022」といいます。）における「ウクライナ情勢」の記述を受けて、政策目標に関する「政策目標の内容及び目標設定の考え方」について所要の変更を行います。

	現行	変更後
<p>政策目標6-2</p> <p>開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進</p>	<p>世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p>	<p>世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。<u>また、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしています。</u>こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p>

2. 「取組内容」の一部変更について

「骨太の方針2022」における「ウクライナ情勢」の記述を受けて、政策目標に関する「取組内容」について所要の変更を行います。

政5-3-2 社会悪物品等の密輸阻止		
政策目標5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	現行	変更後
		<p>さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、輸出許可後に関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。</p>

政6-1-2 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政策目標6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	現行	変更後
	<p>令和3年においては、世界経済が引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、G7及びG20は、国際保健の枠組強化、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への取組など、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たしました。併せて、国際課税や中央銀行デジタル通貨、気候変動等の課題に対応するための議論も行っています。我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、令和5年にはG7の議長を務めることも踏まえつつ、今後も、国際金融システムの安定化に向けて、G7・G20を含めた国際的な枠組みに積極的に参画していきます。</p>	<p>令和3年においては、世界経済が引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、G7及びG20は、国際保健の枠組強化、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への取組など、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たしました。併せて、国際課税や中央銀行デジタル通貨、気候変動等の課題に対応するための議論も行っています。我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、令和5年にはG7の議長を務めることも踏まえつつ、今後も、国際金融システムの安定化に向けて、G7・G20を含めた国際的な枠組みに積極的に参画していきます。<u>また、令和4年2月以降の、国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略に対しては、G7等と協調しつつ毅然と対応するとともに、ウクライナ及び周辺国等への支援も進めていきます。</u></p>

<p style="text-align: center;">政6-1-4 テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p>	
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p>
<p>政策目標6-1</p> <p>外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p> <p>このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。具体的には、例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和3年6月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じており、F A T F（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づく速やかな資産凍結を実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携を密にし、当該措置を適時に実施していきます。</p>	<p>このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。具体的には、例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和3年6月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じており、F A T F（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づく速やかな資産凍結を実施しています。<u>さらに、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略を受け、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置を機動的に実施しています。</u>今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携を密にし、当該措置を適時に実施していきます。</p>

<p>政策目標6-2</p> <p>開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進</p>	<p>政6-2-2 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等</p> <p>以下を追記しました。</p> <p>「F ロシアによるウクライナ侵略への対応</p> <p>国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略を受け、困難に直面するウクライナ及び周辺国等に対し、G7やMDBs等と連携し、財政面を含めた支援を行うと共に、こうした侵略が世界経済に多くの混乱をもたらしているところ、特に影響の大きい途上国に対しても、支援を行っていきます。」</p>
---	--